

# 三重県営スポーツ施設自動販売機設置事業仕様書

公益財団法人三重県体育協会（以下、「本協会」という。）が三重県から指定管理者の指定を受けて管理する三重県営スポーツ施設（以下、「スポーツ施設」という。）において、自動販売機の設置に関する仕様について下記により定める。

## 1. 設置場所及び台数並びに設置面積

別添自動販売機設置物件一覧及び自動販売機設置場所参照

※物件番号① - 4、② - 2については、大塚ウエルネスベンディング株式会社の取り扱う自動販売機及び商品（清涼飲料水・栄養補助食品）とする。

## 2. 設置期間

2019年4月1日から2024年3月31日（5年間、更新なし）

## 3. 販売物品

自動販売機で販売する商品については、下記の商品とする。なお、一つの自動販売機で販売する商品は全て同一メーカーの商品に統一する。ただし、入札者が他のメーカーと販売提携を行っている場合は当該他のメーカーの商品の販売も認める。

### (1) 清涼飲料水

酒類（ノンアルコール類を含む）を除く、缶、ペットボトル、紙パックの密閉式の容器入り清涼飲料水や乳製品とし、時季に応じた商品構成とすること。なお、スポーツ施設であることからスポーツドリンクやミネラルウォーターは必須とするが、実際の商品構成については施設と協議すること。

### (2) アイスクリーム（一部施設のみ）

### (3) 軽食（一部施設のみ）

パン類や菓子など多様な商品構成とすること。

## 4. 自動販売機の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- ① 消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種であること
- ② 自販機の冷媒は、ノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型であること
- ③ 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。なお、転倒防止用の補助板の取付位置については、施設と協議のこと
- ④ 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること
- ⑤ 硬化選別装置及び紙幣認識装置のプログラム改変により、偽造硬貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内にあっても、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること

- ⑥ 自動販売機の故障等による不具合には、自動販売機の交換等速やかに対応すること。
- ⑦ 自動販売機設置物件一覧の特記事項に特段の定めがある場合を除き、ユニバーサルデザインや電子マネー対応の自動販売機を1台以上採用すること。
- ⑧ 装飾は公序良俗に反しないものとする。

## 5. 売上手数料率

別添自動販売機設置物件一覧参照

## 6. 設置条件

### (1) 建物・土地使用料

別添自動販売機設置物件一覧に記載の、建物・土地使用料を本協会が指定する期日までに全額納入すること。

### (2) 売上手数料

- ① 売上手数料は、自動販売機の毎月の売上合計額に売上手数料率を乗じて得た額とする。
- ② 売上手数料は、翌月の25日までに全額納入すること。(この日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。)
- ③ 各月ごとの販売本数・売上合計額がわかる明細書を、翌月の15日(この日が土日休日の場合はその翌日とする。)までに書面で本協会に報告すること。

### (3) 設置及び運営に係る費用

- ① 自動販売機の設置、移転及び撤去に関する一切の費用は落札者の負担とする。なお、自動販売機の設置時期は、落札後に施設と十分協議し、施設の運営に支障が出ないように留意すること。また、工事が必要な場合は、施設の指示に従うこと。
- ② 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額落札者の負担とする。なお、電気使用料を計測するための専用子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り)をそれぞれの自販機に設置し、その始期の数値は電気使用量等を計測するために必要となるので、施設職員立会いのもと確認を得ること。  
電気使用料については、本協会が契約を締結した、電気事業者との契約に基づき計算した額を請求する。

## 7. 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- (1) 商品の補充や金銭管理(つり銭の補充を含む。)に係る自動販売機の維持管理は、落札者の責任で行い、自販機のトラブルには速やかに対応すること。

施設の行事予定を常に把握し、売切れや釣り銭切れが発生しないようし、大会開催期間前や期間中、大会終了後の商品及び釣り銭の補充を適切に行うこと。また、特に商品の賞味期限には十分に注意すること。

- (2) 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済容器等の回収ボックスを必要個数設置し、使用済容器等は落札者の責任で適切に都度回収し、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など関係法令に基づいて適切に処理すること。

なお、回収ボックスは施設の景観を考慮したものとし、回収ボックスから使用済容器が

溢れたり、周囲に散乱しないよう十分な収容容積のものとする。

- (3) 自動販売機の照明等の点灯時間は、施設で指定した時間帯に設定すること。
- (4) 自動販売機の設置にあたり、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後は安全面に問題がないかを定期的に確認すること。
- (5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- (6) 故障等の問い合わせについては、連絡先を明記し落札者の責任において対応すること。
- (7) 商品の搬入・廃棄物等の搬出時間及び経路については、施設と協議すること。

## 8.その他

- (1) 自動販売機の設置する権利を、第三者に移譲又は転貸しないこと。
- (2) 販売価格  
商品の販売価格はメーカー小売希望価格とすること。
- (3) 原状回復  
落札者は、契約期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。  
なお、原状回復に係る費用は全て落札者の負担とする。
- (4) 自動販売機の破損、盗難
  - ① 本協会の責に帰することが明らかな場合を除き、本協会はその責を負わない。
  - ② 落札者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに回復しなければならない。
- (5) 緊急時、災害時の商品の無償提供  
緊急時、災害発生時には、商品の無償提供をするものとする。
  - ① 自然災害発生時又は緊急時に施設利用者が施設にとどまることが余儀なくされた場合
  - ② 災害時に施設の設置市町又は三重県が災害対策本部を設置し、飲食料提供の要請があった場合
- (6) スポーツ振興への協力  
落札者は、契約期間中は本協会の賛助会員となり、本県スポーツ振興に協力するものとする。
- (7) 第76回三重とこわか国体・三重とこわか大会の会場地について  
各管理施設については、2021年に開催される、第76回三重とこわか国体・三重とこわか大会の会場地となっている。